

岐阜県 8020 運動推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 県民の健康の保持及び増進に寄与するため、8020(ハチマルニイマル:80歳になっても自分の歯を20本以上保つこと)の達成に向けて、歯・口腔の健康づくり施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の歯・口腔の健康づくりの向上を図ることを目的として、岐阜県8020運動推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 歯科口腔保健の推進に関する法律、岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例に基づく岐阜県歯・口腔の健康づくり計画の策定、推進及び進行管理に関すること。
- (2) その他歯科保健医療の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、学識経験者、地域の保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育、住民その他の関係団体より推薦を受けた者をもって組織する。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、県が招集する。

- 2 会議の進行は、会長が座長となつて行ふ。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部医療福祉連携推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年5月20日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年11月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年 3月 5日から施行する。